

秋田県

# 公文書館だより

第38号

令和3年10月1日



一般社団法人 日本森林学会  
The Japanese Forest Society

林業遺産  
Forestry Heritage

## 認定証

秋田藩家老渋江政光の林業思想に関する  
古文書及び石碑

未来にわたって記録・記憶されるべき価値を有するものとして、  
秋田藩家老渋江政光の林業思想に関する古文書及び石碑を林業  
遺産に認定・登録する

### 今後の行事予定

#### ◆企画展

(後期)10月28日(木)～11月30日(火)

#### ◆公文書館講座

●歴史講座

(第2回)10月22日(金)

#### ◆県政映画上映会

11月2日(火)

今後の情勢によっては変更の可能性  
もあります。ご了承ください

### 利用案内

#### ◆開館時間

平日 9時～19時  
土日祝日 9時～18時  
書庫内資料の利用申請は17時30分  
までとなっております

#### ◆休館日(令和3年度)

毎週水曜日  
年末年始12月28日～1月3日  
特別整理期間  
12月2日～12月7日

休館日についてはウェブサイトを、ま  
たは当館内の掲示等でご確認ください

2020年度林業遺産

当館所蔵資料が県内初認定！

「国の宝は山なり」「山の衰えは則ち国の衰えなり」

当館が所蔵する「秋田藩家老渋江

政光の林業思想に関する古文書」2点  
が2020年度の林業遺産として認定されました。この度、5月24日付の認定証（表紙）が当館に届きました。

林業遺産の認定は一般社団法人日本森林学会が設立百周年を契機として、2013年度から開始した事業です。林業発展の歴史を将来にわたって記憶・記録していくための試み

です。

森林面積が県土の7割を占め、歴史的にも長年木材供給地としての役割を担ってきた本県林業にとって、根幹的思想が評価を得られたことは非常に心強く、また広く県民にとっても郷土への思いを深める機会となるのではないのでしょうか。

また、この認定は本県林業に携わる人々による約400年のリレーがその価値を認められたものでもあり

ます。認定対象となった資料1を遺した黒沢道家は渋江政光と同時代を生きた人物であり、当館所蔵の諸士系図（A288、2159013）

にもその関わりが記載されています。資料2は政光没後約200年が経った「文化の林政改革」において、この遺訓が引用されていることを示します。

このほか、近代に入ってから没後300年の記念碑（大正2年）や第2回全国育樹祭記念碑（昭和53年）も思想を繋ぐ証として認定されました。認定証は閲覧室に掲示しています。

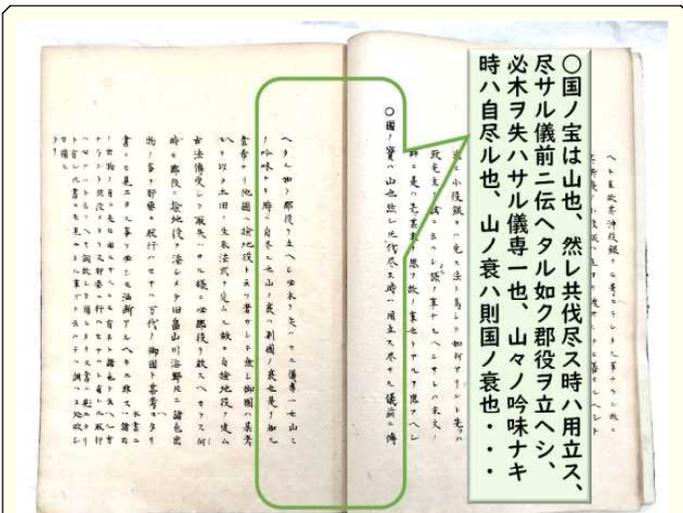
企画展「廃藩置県150年  
公文書でみる秋田の歴史」

今年度の企画展は、秋田県誕生150年記念事業「廃藩置県150年 公文書でみる秋田の歴史」をテーマに、前期・後期日程での開催となります。

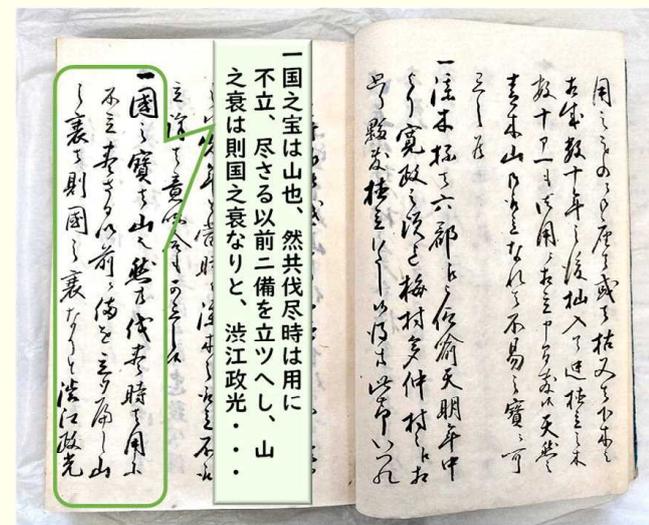
前期は、期間中約3,300人の方にご来場いただきました。内容は①歴代秋田県知事全員の顔写真付きプロフィールをぐるりと並べて展示して150年の時の流れを表現、②廃藩置県当時から平成元年までの各時代に起きた大きな出来事を取り上げ、特に現代からの視点で「感染症」「異常気象・災害」「貧困」にスポットを当てて展示、③公文書簿冊の閲覧体験ができる専用の閲覧申請書を会場で配布、の3点をポイントにしました。

後期は、展示内容を一部入れ替えて開催します。

後期企画展  
於：2階特別展示室  
10月28日（木）  
～11月30日（火）



資料1「渋江政光遺言黒沢道家之覚書」（混架18-25）



資料2「山林盛衰之大凡考 木山方以来覚」（混架7-278）

その他の認定対象

- 渋江政光君三百年祭記念碑（千秋公園）
- 第2回全国育樹祭記念碑（秋田県民の森）

渋江政光（1574～1614）秋田藩初期の家老。佐竹義宣入部の草創期において、城下の屋敷割や税制など藩財政の礎を築いた。また、林業でも「国の宝は山なり」「山の衰えは則ち国の衰えなり」として秋田杉の保護と育成に力を尽くした。大坂冬の陣にて戦死。渋江家は政光を含め8名の家老を出し、屋敷跡地には来年6月開館予定の「あきた芸術劇場」が建築中である。

## 第2回歴史講座

クニマスはなぜ生き残ったのか

— 文書は小説より奇なり —

10月22日（金）13時半

於…3階 多目的ホール

平成22年（2010）12月、山梨県富士五湖の西湖で絶滅種と思われていたクニマスが再発見され、大ニュースとして報道されました。



クニマスは田沢湖に生息していた固有種で、角館所預・佐竹北家の御日記にも記録が多数残っています。

明治以後も田沢湖のクニマスは貴重な水産資源で、ヒメマス同様に都会の洋食店でも食材に使われました。しかし、昭和に入ると、戦時下の電源開発と農地開発で玉川の酸性水が流し込まれたため、田沢湖の魚類は死滅しました。それが、21世紀に、遠く離れた山梨県の湖で生息していたのです。

第2回講座では、遠く離れた山梨県西湖で「クニマスはなぜ生き残ったのか」について、当館所蔵資料を駆使して、当館職員がいわば「アーカイブズ探偵」になってその謎を解き明かしていきます。

戦前の文書から分かってきた事実の数々。和井内貞行による十和田湖でのヒメマス養殖との意外な関係、県水産試験場の田沢湖孵化場におけるクニマス稚魚の耐光試験データ、そしてクニマス生き残りの原因となった学術上の「世紀の大誤解」など…。当館所蔵資料が語る歴史の醍醐味をご堪能ください。

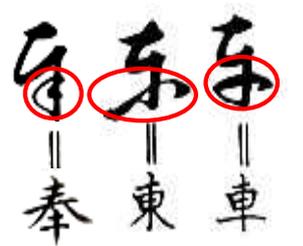
※写真・資料番号  
930103-07176,  
07178, 07188

## 古文書解読講座

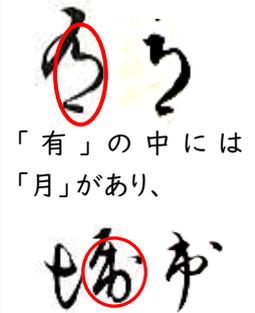
を開催しました

全6回の講座を延べ13人の方々が受講され、初級編では半数以上の方が初めての申し込みでした。

第3回の講座では入門編として、文字を部分に分けて考えることをテーマにしました。同じ部品を使う文字に注目すると、頭に入る文字数が一気に増え、くずし字を読む楽しみも広がります。何点か紹介します。



上の部分はほぼ同じです。下の部分の違いが特徴的です。



「有」の中には「月」があり、「堀」の中には「出」があります。



「致」と「屋」は「至」が共通。



「各」「路」「落」。「各」の部分が共通です。また、「足偏」と「言偏」、「各」と「水」はくずし方によっては区別がつかまないので、他の部分との組み合わせや前後から判断します。

## 歴史講座(第1回)を開催しました

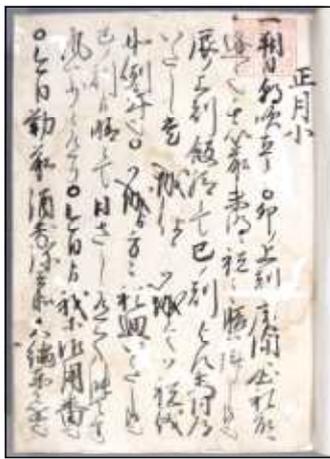
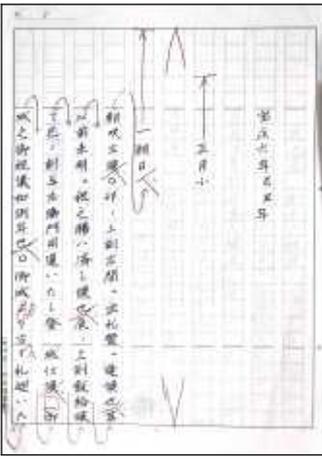
歴史講座(第1回)は、9月10日に当館3階多目的ホールで開催し、前期企画展(8月26日〜9月21日)の見所や展示資料について、解説を行いました。

今年度の展示内容を検討した際の考え方や展示の方法で工夫した点、各展示物の注目してほしいポイントなどをスクリーンで説明した後、展示室に移動しました。展示室では実物を見ながら、大正期のスペイン風邪の流行、明治大正期の洪水や大凶作、戦前の欠食児童対策などを解説し、受講された皆様には熱心に耳を傾けていただきました。

# 『岡本元朝日記』刊行までの作業過程

『岡本元朝日記』の翻刻刊行は、今年度の第8巻で最終刊を迎えます。そこで、今号では刊行までの作業過程を紹介しましょう。

17世紀末から18世紀初頭に書かれた「岡本元朝日記」原本の文字は、一般には読み難いくずし字です。昭和60年から平成4年度まで、原本は旧県立秋田図書館古文書係で原稿用紙に解読されていました。平成5年度の公文書館開館に伴い、右上の原本と左上の解読原稿も移管されました。平成26年度から、当館の翻刻刊

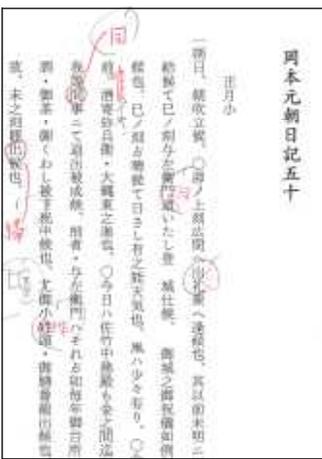


行事業はいよいよ『岡本元朝日記』の順番に入りました。

解読原稿をデータ化し、本としての書式を整え、左下の校正作業を古文書班の職員が手分けして、最終校正を含めて4回行います。左下は初校段階のもので、解読や入力の手誤りを原本の複写と照合して、くずし字解読辞典を片手に根気よく直していきます。

作業過程で得られた「岡本元朝日記」に関する知識や解読力は、これまで何度か古文書解読講座の教材に役立ててきました。

刊行後は、県内の図書館など社会教育施設、県内外の大学や公文書館関係施設などに配付しています。附属のCD-ROMの電子版で自在に簡易検索ができます。3月末の第8巻刊行をお楽しみに。



# 県政映画上映会

秋田県では、昭和30年代～50年代前半の県事業の広報のほか県内各地域の生活や文化、産業など様々な話題を映画館で上映していました。

当館では、これらの県政映画を保存しており、この一部を大きなスクリーンで鑑賞できる上映会を毎年実施しています。

今年度は第1回を8月27日（金）に当館多目的ホールで開催する予定でしたが、コロナ禍の影響で上映会を直前に中止せざるを得ませんでした。お問い合わせをいただいた皆様には、大変ご迷惑をおかけしました。

なお、当館2階の閲覧室におきましては、モニターではありますが、月替わりのプログラムで毎日数作品放映しておりますので、こちらも是非ご覧ください。

また、11月2日（火）第2回については現在のところ開催の予定

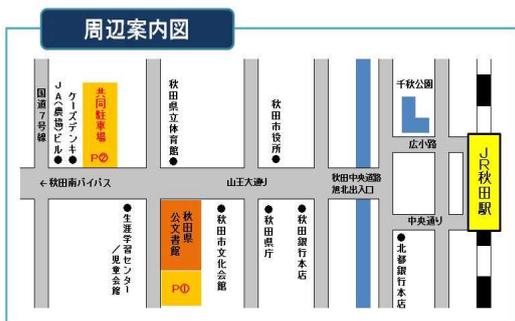


です。開催可否については、当館のホームページをご覧ください。

# 編集後記

林業遺産。400

年語り継がれたという連続性が評価を受けました。時代の異なる4点の認定対象が連続性を証明したのです。資料は1点でも事実は示せます。しかし、複数の資料あるいは結果につながる過程を記録した資料があれば、結果を生み出す必然性にも迫れます。スポーツの分野でも、練習や試合の過程を正確に記録することがベストパフォーマンスの再現性を高めます。歴史資料はその一つ一つが「今」という結果への「過程」を記録したものです。過程を記録する、そして残すことの重要性を改めて考えました。（高）



当館ツイッターはこちらどうぞ



編集発行：秋田県公文書館（秋田市山王新町14-31 県立図書館と併設）  
電話 018(866)8301 FAX 018(866)8303 最寄りバス停：県立体育館前  
URL <https://www.pref.akita.lg.jp/kobunsho/>

# 「渋江和光日記」

和光日記

当館所蔵資料の一つに、秋田藩の上級藩士渋江和光（一七九一〜一八四三）の日記があります。日記は和光二十四歳の文化十一年（一八一四）正月に始まり、四十九歳の天保十年（一八三九）十二月で終わっています。

渋江家は二九六二石、和光の代まで五人の家老を出した名家。和光は十三歳の時に渋江の別家から養子入りし、十七歳で家老に次ぐ重役である御相手番おあいてばんに就任しました。いずれは家老にと、本人も周囲も思ったことでしょう。しかし、最も家老に近い位置にしながら、和光は終生家老になれませんでした。若い頃の日記は、自信と希望に満ちています。それが、年を重ねるにつれ「馬鹿者なり」「つまらぬ事なり」と湧き上がる怒りを日記にぶつける憂鬱な初老藩士になっていきます。



「渋江和光日記」A289-319-1~98のうち1~3

日記に登場する家族も、少しわけありの感じが否めません。まずは継母の「かかさま」。日記には「鹿陋とろろの人」（心が狭い）とあります（文化十二年十月二十六日条）。きつと、いろいろあったのでしょう。

和光には、かかさまの実家、院内の大山家から二人の妻を迎えますが、前妻は和光二十四歳の時、後妻は三十六歳の時に亡くなります。

二人の妻との間にもうけた子どものうち、大人になったのは二人の息子と三人の娘です。この息子たちとソリが合いません。天保十年（一八三九）六月二十八日、長男、貞治への訓戒。

①お前は心根が悪い。

②お前は口先ばかりで本心が見えない。

③お前はわがままだ。軽い。

④小姓は友達ではないぞ。

⑤つき合う人を選びなさい等、二十五条。

それでも貞治を気に入らぬ和光、同年十一月二十七日の日記に「もう一生会わない」と記しています。二男の平四郎についても「あまりきなくて致し方なし」（天保九年三月二十六日条）とあります。一方、三人の娘は、かわいくて仕方がないようです。体の具合が悪い長女のおれん。医者からすっぽんを勧められた途端、家来に調達を厳命。「六貫五百文で売っていた」と報告を聞くや「すぐに買ってこい。ただし長男のツケで」と（天保十年八月十三日条）。高価なすっぽんも娘のため。何と優しい父親でしょう。

次女のお信、戸村一学に嫁ぐも、結婚したての天保十年一月十六日、一学に隠し子が発覚。相手は町の女。「お信大に泣き候」（同年一月二十九日条）これには、ただオロオロするばかりの和光。人間味があふれています。

和光は、なぜ家老になれなかったのでしょうか。

それは政治改革を進める家老に追従しなかったからです。藩政改革により、次々と従来のしきたりが変わってゆく。これは、先祖から引き継いだものを次世代に継承するのが自分の役目と考える和光のスタンスと全く相容れません。

すべては改革を推進する家老の足田斎が悪い。憎い。そして、ついに、天徳寺で執り行われる法事の座配をめぐり、足田家老と激突します。

つまらぬ人二有之候。惣て斎殿ハ片はり者二これありて是非も不相分、申出シ候事ハ、何所迄も其あいかからず通二無之候得は不相濟人二有之候。これあり

（文政四年七月二日条）

自分のことは棚に上げて「言い出したら聞かない強情者」と家老を責め立てる和光。結果は、御相手番罷免。

和光は、己が信じる道を進み、結果として出世を逃します。しかし、ここで考えさせられるのは、自分の意にそわぬ足田斎に追従してまで、家老の地位を得ることが、果たして和光にとって幸せなことだったのか？ということです。

日記から浮かび上がる渋江和光の姿は、信念を貫く剛直の武士そのものです。それでいて、どこか憎めないから不思議です。

「渋江和光日記」は、全十二巻の翻刻本もあります。くずし字の学習にはピッタリ。ぜひ日記の原本とあわせてご利用ください。

\*なお、「渋江和光日記」は、平成二十四年、秋田市指定有形文化財に定められています。

【畑中康博】

# 米切手は面白い

米切手は面白い

石井忠行の『伊頭園茶話』五(混架ハ一六九九一六)の巻末に、秋田藩が発行した米切手が書写されています。

図①がそれですが、なんと書かれているかわかりませんか。前衛書道の作品のようです。

それを読み解く前に、米切手というものについて説明しておきます。米切手は大坂で入札された米の引き換え証として藩の蔵屋敷が発行したものです。というところ、これを得た入札者が大坂に秋田米が送られてきたとき、この券を持ってきて、現物と引き換えるのだと思いますよね。

ところがそうではありません。石井忠行は、「米師共此切手を売買し、廻りく〜て正米入用のもの引替に出る」と書いています。つまり、米切手は転売されるのです。そしてそのつど価格は上下します。

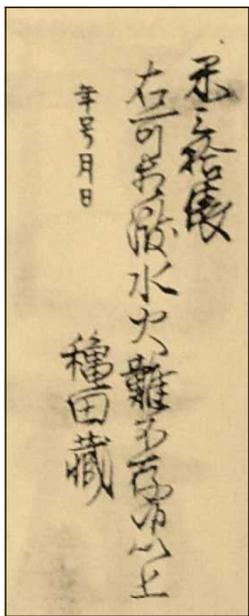


図①

さて、書かれている文言ですが、石井は次のように書いています(図②)。

米三拾俵  
右可相渡、水火難不存候、以上

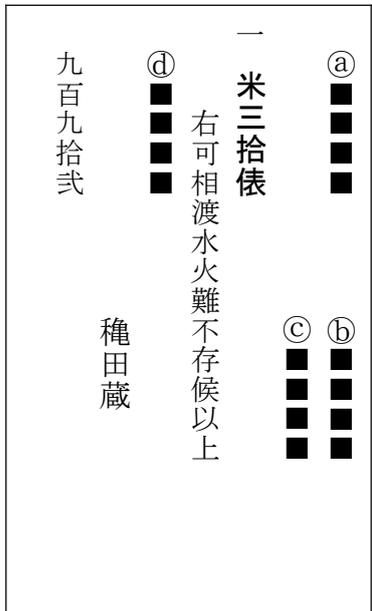
図②



しかし三行目の「年号月日」は異筆で、石井のものではありません。この部分は誤りです。図①を見てください。「九百九十式」とあります。これは日付ではなく管理番号です。一度は大坂蔵屋敷詰を経験した石井が誤るはずはありません。そして、問題がもう一つ。石井が書いた米切手は、発行される前の雛形であり、流通した米切手の完全形ではないのです。その完全形を、高槻泰郎『大坂堂島米市場』(講談社現代新書)を参考に図③に示してみました。

①は入札実施日、②は入札者、③は切手の発行日、そして④は入札に付された米俵総数です。石井は「高何程御払にても三十俵宛の切手にて都合して、其上下の切手無き事也」と説明しています。つまり、取引の対象となった総俵数が何俵でも、米切手は三〇俵ずつで発行するということです。たとえば、入札された米が一二〇俵だとす

図③



ると、この米切手が四枚発行されることになり、おそらく管理番号は連番になります。

以上が米切手の完全形です。ところが、実際には図①の形のもの(つまり①②③④の記載のないもの)に正式な藩の印を捺したものが他藩のものを含めて大量に発見されます。これは、「坊主切手」といって、藩が個人から借金した際に借用証文と一緒に債権者に発行したものでした。これには先に述べたような必要事項が記載されていませんから、堂島の米市場で取引されることはありませんでした。いわば、当事者に対する担保といったところです。

ちなみに中央に書かれている「右可相渡水火難不存候」とは、「右相渡すべし。水火の難存ぜず候」と読みます。「水害・火災による損害については当方は関知しない」という意味です。これは決まり文句ですが、実際にはタテマエ上の文言にすぎなかったようです。

【金森正也】